

公示番号：161013

国名：ボツワナ

担当部署：社会基盤・平和構築部 運輸交通・情報通信グループ

案件名：地上デジタル放送日本方式 アナログ停波アドバイザー業務

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：地上デジタル放送日本方式 アナログ停波アドバイザー
- (2) 格付：3号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年2月上旬から2018年3月上旬まで
- (2) 業務 M/M：国内 1.00M/M、現地 9.00M/M、合計 10.00M/M
- (3) 業務日数：

- ・ 第1次 国内準備 5日、現地業務 90日、国内整理 3日
- ・ 第2次 国内準備 2日、現地業務 90日、国内整理 3日
- ・ 第3次 国内準備 2日、現地業務 90日、国内整理 5日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2017年1月18日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp)への電子データの提出又は郵送
(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細については JICA ホームページ(ホーム>JICA について>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型) 公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。なお、JICA 本部 1 階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルは JICA で評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年1月26日(木)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点

- (2) 業務従事者の経験能力等：

- | | |
|-------------------|-----------|
| ①類似業務の経験 | 40 点 |
| ②対象国又は同類似地域での業務経験 | 8 点 |
| ③語学力 | 16 点 |
| ④その他学位、資格等 | 16 点 |
| | (計 100 点) |

類似業務	地上デジタル放送日本方式に関する調査
対象国／類似地域	ボツワナ国／全世界
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

ボツワナ国では、大統領府 (MSP: Ministry of State President) の下に放送サービス局 (DBS: Department of Broadcasting Services) が設けられており、DBS がボツワナテレビ (Botswana Television、以下 BTV という。) を運営、国営放送を実施している。BTV の地上波テレビ放送は現在人口の約 85% をカバーしており、国民に一斉に情報を伝達することができる重要なメディアとなっている。

ボツワナ政府は地上デジタル放送の方式決定において、データ放送で優位性があることや、同一送信機から携帯端末向けワンセグ放送も可能であること等を評価し、2012 年 2 月、アフリカで初めて日本方式 (ISDB-T) を採用する事を発表した。

このような背景の下、我が国は「地上デジタル放送日本方式実施プロジェクト」(2014 年～2016 年) を実施し、地上デジタル放送に対応した番組制作能力の向上と、広報計画・コールセンター運営マニュアルを含むデジタル放送化に必要な各種計画・マニュアルの策定に関して能力向上を図ってきた。

国際電気通信連合からの勧告に合わせる形で、ボツワナ国においては 2015 年 6 月にデジタル放送が開始された。デジタル放送とアナログ放送を併用する期間が長く継続すると放送局の負担が増加することから、早期のアナログ放送停止 (アナログ停波) が求められている。また、アナログ停波に当たっては、その内容が国民に広く周知されていることが実施の前提条件となる。しかしながら、DBS 及びボツワナ国の放送分野の規制を行うボツワナ通信規制庁は独力で普及啓発活動・アナログ停波を行う技術と経験が不足している。

このような背景の下、ボツワナ政府はデジタル放送完全移行を達成した我が国に対し、アナログ停波に係る個別専門家の派遣を要請した。

7. 業務の内容

本業務従事者は、ボツワナ国大統領府 放送サービス局をカウンターパート (以下「C/P」) 機関とし、同機関の放送エンジニア 1 名をプロジェクトマネージャーとし、我が国類似案件での経験・教訓を踏まえ、C/P 機関職員に対しアナログ停波に係る技術的指導・助言を行う。

具体的な業務内容は以下のとおり。

- (1) 国内準備期間 (2017 年 2 月上旬)

- ① 既存の JICA 報告書、他ドナー報告書、ボツワナ政府作成の関連報告書、国

内資料等を参照し、ボツワナ国地上デジタル放送日本方式実施の現状と課題を把握する。また、これまで日本が実施してきた協力（特に「ボツワナ国地上デジタル放送日本方式実施プロジェクト」の活動及び同プロジェクトの中で作成された計画・マニュアル類）の概要を把握・分析する。

- ② JICA 社会基盤・平和構築部及びボツワナ支所と連絡・調整の上、現地における業務内容を整理する。
- ③ 現地業務工程表（案）を含むワークプラン（和文・英文）を作成し JICA 社会基盤・平和構築部による確認ののち提出する。併せて、ボツワナ支所にもデータを送付する。

（2）第1次現地業務期間（2017年2月下旬～2017年5月下旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ボツワナ支所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② C/P 機関からボツワナ国における地上デジタル放送への移行の進捗状況（受信機の普及状況を含む）に関する情報収集、ヒアリングを行い、現状を把握する。
- ③ 「ボツワナ国地上デジタル放送日本方式実施プロジェクト」の中で作成された計画・マニュアル類と②で把握した進捗状況を比較して、遅延が生じている箇所を確認し、課題を抽出する。
- ④ ③で抽出された課題に対し、対応策を C/P 機関と共同で検討し、本業務期間中にボツワナ側が取るべき対応策の対処方針を立案する。立案の際には、アナログ停波の適切な試行またはコールセンターの運営を含むアナログ停波に向けた普及啓発活動に関する対処方針を必ず含めること。
- ⑤ ④で立案した方針のうち、アナログ停波の適切な試行またはコールセンターの運営を含むアナログ停波に向けた普及啓発活動に関する事項の中で、第1次現地業務期間の中で実施可能なものがあれば実施する。
- ⑥ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
- ⑦ JICA ボツワナ支所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。

（3）第1次国内整理期間（2017年6月上旬）

第1次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 社会基盤・平和構築部に提出し、報告する。

（4）第2次国内準備期間（2017年6月下旬）

第2次派遣業務に係るワークプラン（和文・英文）を作成、社会基盤・平和構築部による確認の後提出する。併せて、ボツワナ支所にもデータを送付する。

（5）第2次現地派遣期間（2017年7月上旬～10月上旬）

- ① 現地業務開始時に、JICA ボツワナ支所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
- ② 第1次派遣期間で策定した対処方針のうち、第1次派遣期間終了から第2次派遣期間開始までの要対処事項の進捗状況を確認する。必要に応じて、対処

- 方針の改定を行う。
- ③ 対処方針のうちアナログ停波の適切な試行及びコールセンターの運営を含むアナログ停波に向けた普及啓発活動に関する事項の中で、第2次現地業務期間に実施すべき事項を実施する。
 - ④ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。
 - ⑤ JICA ボツワナ支所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出し、現地業務結果を報告の上、次回派遣期間の活動計画等について打ち合わせを行う。
- (6) 第2次国内整理期間（2017年10月中旬）
第2次派遣の現地業務結果報告書（和文・英文）を JICA 社会基盤・平和構築部に提出し、報告する。
- (7) 第3次国内準備期間（2017年11月上旬）
第3次派遣業務に係るワークプラン（和文・英文）を作成、社会基盤・平和構築部による確認の後提出する。併せて、ボツワナ支所にもデータを送付する。
- (8) 第3次現地派遣期間（2017年11月中旬～2018年2月中旬）
- ① 現地業務開始時に、JICA ボツワナ支所、C/P 機関にワークプランを提出し、業務計画の承認を得る。
 - ② 第1次・2次派遣期間で策定した対処方針のうち、第2次派遣期間終了から第3次派遣期間開始までの要対処事項の進捗状況を確認する。必要に応じて、対処方針の改定を行う。
 - ③ 対処方針のうちアナログ停波の適切な試行またはコールセンターの運営を含むアナログ停波に向けた普及啓発活動に関する事項の中で、第3次現地業務期間に実施すべき事項を実施する。
 - ④ 現地業務完了に際し、現地業務結果報告書（英文）を作成し、C/P 機関に提出し、報告する。報告書の中では、ボツワナ国におけるアナログ停波及び地上デジタル放送完全移行に係る課題をまとめるとともに、その課題解決の方法の提案を行うこと。
 - ⑤ JICA ボツワナ支所に現地業務結果報告書（和文・英文）を提出するとともに、今後のボツワナ国の地上デジタル放送分野の援助の方向性を提案し、意見交換を行う。
- (9) 帰国後整理期間（2018年2月下旬）
JICA 社会基盤・平和構築部に専門家業務完了報告書（和文・英文）を提出し、監督職員に報告するとともに、今後のボツワナ国の地上デジタル放送分野の援助の方向性を提案し、意見交換を行う。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

- (1) ワークプラン（和文及び英文）（全体及び各派遣時）

現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために作成。業務の具体的内容（案）などを記載。

英文 4 部（JICA 社会基盤・平和構築部へ 1 部、JICA ボツワナ支所へ 2 部（在ボツワナ日本国大使館分 1 部を含む）、C/P 機関へ 1 部）

和文 3 部（JICA 社会基盤・平和構築部へ 1 部、JICA ボツワナ支所へ 2 部（在ボツワナ日本国大使館分 1 部を含む）

（2）現地業務結果報告書

各派遣時及び派遣終了時。和文及び英文。提出部数は以下のとおり。

英文 4 部（JICA 社会基盤・平和構築部へ 1 部、JICA ボツワナ支所へ 2 部（在ボツワナ日本国大使館分 1 部を含む）、C/P 機関へ 1 部）

和文 3 部（JICA 社会基盤・平和構築部へ 1 部、JICA ボツワナ支所へ 2 部（在ボツワナ日本国大使館分 1 部を含む）

ただし、第 3 次現地業務結果報告書（和文）は（4）専門家業務完了報告書をもって代えることとする。また、第 3 次現地業務結果報告書（英文）には以下を盛り込み、C/P 機関への最終報告書として内容を取り纏めることとする。

- ・ ボツワナ国地上デジタル放送に関する提言

（3）専門家業務完了報告書（和文 3 部）

記載項目を盛り込むこと。

- ・ ボツワナ国地上デジタル放送に関する提言

<提出書類一覧>

		提出時期	
①	ワークプラン	業務開始時及び各派遣時	英文 4 部、和文 3 部
②	第 1 回現地業務結果報告書	第 1 回現地業務後	英文 4 部、和文 3 部
③	第 2 回現地業務結果報告書	第 2 回現地業務後	英文 4 部、和文 3 部
④	第 3 回現地業務結果報告書	第 3 回現地業務後	英文 4 部
⑤	専門家業務完了報告書	2018 年 2 月下旬	和文 3 部

現地派遣期間中／国内作業期間中の業務従事月報（和文）を作成し、JICA 社会基盤・平和構築部及びボツワナ支所に提出する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

- （1）航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含まず（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒ヨハネスブルグ⇒ハボロネ⇒ヨハネスブルグ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値（現地 9.00M/M、国内 1.00MM、渡航回数 3 回）を上限とします。ボツワナ国における地上デジタル放送用の受信機の普及状況が現地の活動に大きく影響することから、業務開始後も柔軟に現地業務日程の提案を行い、JICA と協議を行ったうえで日程の変更を行ってください。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントのみです。

③ 便宜供与内容

ア) 空港送迎

なし

イ) 宿舎手配

なし

ウ) 車両借上げ

あり（先方政府による）

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

なし

カ) 執務スペースの提供

DBS 内のオフィススペースを予定。

(2) 参考資料

本業務に関する以下の資料を当 JICA 社会基盤・平和構築部運輸交通・情報通信グループ（TEL:03-5226-8129）にて配布します。

- ・要請書
- ・ボツワナ国「地上デジタル放送日本方式実施プロジェクト」事業完了報告書

(3) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1 名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA ボツワナ支所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、支所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同支所と緊密に連

絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。

- ③ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス(2014年10月)」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>)の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上